

# 今月の焦点

## 国内金融

### 銀行のリスク管理について - 1

#### ~銀行のリスク管理実務・経営と監督行政の変貌~

橋高 研二

##### 要旨

- この 15 年から 20 年の間に、銀行のリスク管理は急速な進歩を遂げた。2006 年末から適用される銀行の自己資本に関する新たな枠組、いわゆる「新 BIS 規制」に現れた監督当局の姿勢の変化も、このような銀行によるリスク管理高度化が一定の水準まで達成されたことを前提にしたものである。技術の高度化による実務面での進歩から、銀行経営・組織のあり方や監督行政のあり方の変貌までを含めて、銀行のリスク管理の枠組は、新たなステージを迎えたと言えそうである。
- この間のリスク管理の発展過程では、上記のリスク管理実務、銀行経営・組織、監督行政のそれぞれの面において、明確な潮流が見られた。すなわち、実務面におけるリスク計量化の発展・普及、銀行経営・組織面におけるリスク管理重視の変革、監督行政における銀行のリスク管理にかかる自己責任と市場規律の重視である。

##### はじめに

1999 年 6 月に第一次案が公表されて以降、約 5 年を費やしてまとめあげられたバーゼル銀行監督委員会による銀行の自己資本に関する新たな枠組、いわゆる「新 BIS 規制」が 2006 年末から適用される<sup>(注 1)</sup>。また、国内では、今年 6 月から 7 月にかけて、金融庁から「金融検査に関する基本方針」をはじめとするいくつかの指針<sup>(注 2)</sup>が示され、新 BIS 規制の考え方と共に通する、銀行の自己責任によるリスク管理態勢の確立、およびそれに対する市場規律による監視を前提とした監督・検査姿勢が明確に打ち出された。

これらは、銀行を監督する側の動きであるが、こうした動きは、取りも直さず銀行のリスク管理が十分な水準に高度化されることを前提としたものである。当然のこと

ながら、金融技術やシステム開発を含む実務の高度化、銀行の組織・経営管理の強化、監督・検査手法の発達など、リスク管理の進歩は今後も不斷に続くであろう。しかし、新 BIS 規制や金融庁の新たな検査方針が実際に適用されるようになったことは、「銀行のリスク管理の枠組」という意味では、新たなステージを迎えた、あるいは、一定の到達点に至ったとも言えよう。

銀行の組織・経営のあり方、また監督行政・規制のあり方まで含めて、銀行のリスク管理が急速な進歩を遂げたのは、この 15 年から 20 年間のことである。新しいリスク管理の枠組が確立されようとしている現時点にあって、本稿では、2 回に分けてこの期間の流れを振り返る。今回は、銀行のリスク管理の概要およびその発展の背景を整理し、次回は、そのような銀行リスク管理

高度化の過程において、技術発展とその実務へのインプリメンテーション、銀行の経営管理と組織、監督行政の三つの面で見られた潮流を振り返ることとする。

(注1)3月末が決算期である本邦の銀行には、2006年3月末以降適用される。

(注2)金融庁は、2005年6月24日に「金融コングロマリット監督指針」を、2005年7月1日に「金融検査に関する基本方針」および「金融検査評定制度」を相次いで公表した。金融庁のホームページ(<http://www.fsa.go.jp>)中の「報道発表資料」から入手可能。

## 銀行のリスクとその管理

本論に入る前に、「銀行のリスクとは何か」という基本的な定義をおさらいし、各種のリスクに対する銀行の対応方法を概観しておきたい。

リスクとは、一般的には将来の不確実性を意味する。つまり、ある出来事や行動に対応して特定の既知の結果が生じるような確実性下の世界に反して、どのような結果が生じるかが既知でない時、その世界にはリスクがある、もしくは不確実な世界であるという。これを経済の世界に当てはめると、上記のような不確実性の下で、世の中の社会的、政治的、経済的な出来事や経済主体が起こす行動の結果として自らに起こりうる経済的損失の可能性をリスクという。また、現在、経済の世界でリスクという場合は、出来事や行動の結果として生じうる各々の結果に対して、経済主体がその確率を想定していることを前提とする場合が多い(注3)。

ややくどくなるが、さらに、これを銀行に当てはめると、銀行の行動の結果、ある

いは業務に關係するさまざまな外的要因を受けて、資産・負債・資本の価値が変動することによって、銀行が経済的な損失を被る可能性がリスクであるということになる。そして、こうしたリスクを管理することは、経営企画・管理部門、財務企画・管理部門、内部監査部門から、フロントオフィス(金融資本市場や対顧客で貸出や商品の取引、資金調達を直接的に担う部門)ミドルオフィス(リスクを計測、モニターし、経営に報告する部門)バックオフィス(資金や証券等の決済や財務諸表作成のための取引入力などの事務を担う部門)に至るまで、銀行のあらゆる部門によって実施される。

銀行が直面する主要なリスク、および考えられる管理方法は次頁の表1のとおりである。リスク管理の強化・高度化の流れにおいては、この表に示された各種リスクの管理方法が強化・高度化してきたことのみならず、管理対象となるリスクの種類(リスクカテゴリー)自体を追加する、あるいは細分化する努力が行われてきた。銀行業務が複雑化するに伴って、管理を要するリスクも多様化かつ複雑化してきたということであり、今後もこののような流れは続くであろう(注4)。

(注3)リスクの定義については、金森久雄・荒憲治郎・森口親司編、「経済辞典(第3版)」(有斐閣、1998年1月)を参考にした。

(注4)たとえば、今年4月に、バーゼル銀行監督委員会が「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」と題する文書を公表し、その中で「コンプライアンスリスク」に言及している。コンプライアンスリスクは、「銀行業務に適用される法律、規制、規則、関連自主規制機関の基準および行動規範を遵守しなかった結果として銀行が被り得る法律上

表 1: 主要リスクカテゴリーと管理方法

リスク カテゴリー	定義	管理方法
市場リスク Market Risk	市場価格の水準ないしボラティリティ(変動幅)が悪い方向に動くことで、銀行の財務状況に悪影響を与えるリスク。主なものとして、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク(株価が代表的)がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織のあらゆるレベルにおける市場リスクの情報を一貫した方法で集め、</li> <li>一貫したリスク指標を計算し、</li> <li>適切なモニタリング(監視)方法を設定し、</li> <li>組織のどこからリスクが生じるのかを把握する。</li> </ul>
信用リスク Credit Risk	銀行に対して取引先が負っている債務の履行が行われないリスク。	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用リスクエクスポージャーをリミット(枠、上限)に対してモニタリングし、</li> <li>リミットを定期的に見直し、シナリオ分析を行う。</li> </ul>
決済リスク Settlement Risk	取引相手から予定されたタイミングで資金ないし原資産(証券等)を受け取れないリスク。信用リスクに含めて考えることもある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引相手の状況と決済リミットをモニタリングし、</li> <li>決済前の相手先に対するエクスポージャーを管理する。</li> </ul>
流動性リスク Liquidity Risk	流動性リスクには、①特定の商品や市場に関わる流動性リスクと、②その銀行の資金調達に関わる流動性リスクの二つの種類がある。①は市場における流動性の欠如や市場の混乱から特定のポジションが直前の市場価格に近い価格で処分できないリスクであり、②後者は銀行自身が資金決済に応じられなくなるリスクである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有するポジションの流動性に合わせて資金調達の期間を設定する。</li> <li>商品のカテゴリーごとにエクスポージャー・リミットのガイドラインを設定する。</li> </ul>
オペレーションリスク Operational Risk	情報システムないし内部管理の欠陥から損失が生じるリスク。このリスクは事務エラー、システム障害、不十分な手続や内部統制などから生じる。市場リスクと信用リスク以外のリスクを総称してオペレーションリスクと呼ぶこともある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な監督と権限の分離の確保。</li> <li>すべてのシステムの包括的な手法によるテスト。</li> <li>内外のシステムの完全な整合性。</li> <li>システムとオフィスのバックアップ機能の確保。</li> </ul>
法的リスク Legal Risk	契約が法的に完結していないかったり、適切にドキュメンテーションが施していないかったりするリスク。	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の第三者や従業員との契約の際に細心の注意を払い、</li> <li>明確なコンプライアンス(法令遵守)機能を設定する。</li> </ul>

出所: ゴールドマンサックス・ウォーバーグディロンリード共著、藤井健司訳、「総解説・金融リスクマネジメント～統合リスク管理体制の構築」、日本経済新聞社、1999年2月(一部加工)

または規制上の処罰、金銭的損失あるいは評判上の「損失」と定義され、正しい市場行動基準を遵守すること、利益相反を管理すること、顧客を公正に扱うこと、顧客への助言の適切性を確保すること」を主としてカバーするものであるとされている(以上、上記のバーゼル銀行監督委員会の文書の日本銀行による仮訳より)。コンプライアンスリスクは、同じ「法」に関係するものであっても、表1にある法的リスク(リーガルリスク)とは異なる。また、オペレーションリスクとは重複する部分を含みながらも、異なった概念である。コンプライアンスとリスク管理は、いずれも企業の戦略目標を達成するために不可欠なものと認識されてきたが、コンプライアンスそのものもリスク管理の対象と位置づけられることになる。

## 銀行のリスク管理強化・高度化の背景

今日に至る銀行のリスク管理強化・高度化の流れを作った要因として、1970年代から1990年代にかけての金融派生商品(金融デリバティブズ)<sup>(注5)</sup>の登場を指摘する向きは多い。

1980年代以降、為替の変動相場制への移行や各国の金融自由化(規制緩和)の進展により、企業、金融機関、投資家によるリスクヘッジへのニーズが高まったことや、金融自由化による競争激化を受けて、金融機関が利ざやの縮小を補うために収益源としての新商品開発を活発化させたことなどを背景に、先物、オプション、スワップやこれらを複合化した金融デリバティブズの取引が急速に拡大した。これらの金融デリバ

バティブズのリスクは、伝統的な金融商品のそれに比べて複雑なものであり、そのリスクを解明して管理することは取引に関わる者にとって重要な課題となった。また、金融デリバティブズの取引拡大とその技術を応用した新しいトレーディング手法や資産運用手法の出現が、原資産である株式や債券の市場変動を増幅することがしばしば起こり、この点でもリスク管理強化の必要性が生じた。

1990年代に入ると、金融取引、特に金融デリバティブズが関係した取引において、金融機関、投資家、企業が大きな損失を被る事件が世界的に多発した。主なところでは、米国バンカーズトラスト社から勧誘されたデリバティブズ取引により、大手法人顧客が大きな損失を被った事件（1994年）、米国カリフォルニア州オレンジ郡の財務担当者が越権的な投資を行ったことによる同郡の財政破綻（1994年）、英国ベアリングズ社のトレーダーによる不正な日本株指数先物取引に起因する同社の経営破綻（1995年）、日本の中堅都市銀行である大和銀行ニューヨーク支店における米国債券の不正取引による巨額の損失発覚（1995年）などが挙げられる。

これらの事件は、組織管理上の欠陥に起因するものであったり、トレーダーの犯罪的な行為であったりしたものだが、取引に関わる者が金融商品が持つリスクそのものを軽視した結果起きたという側面があったことも否めなかった。このため、銀行をはじめとする金融機関や機関投資家の間では、内部管理および法令遵守（コンプライアンス）体制の確立とともに、特に市場リスク管理を強化することの重要性が一層強く認識され、これに重点的に取り組む動きが強まることとなった。

また、信用リスクについても、1990年代後半に相次いで起こった国家的・国際的な規模での金融・経済の混乱（代表的なものとしては、1997年の東南アジア、東アジアを襲った金融・経済危機、また、それが飛び火する形で1998年に発生した南米やロシアにおける金融・経済危機と米国の大手ヘッジファンドの破綻による市場の混乱）や、2000年代初頭にかけて日米を含む各国で多発した大型企業倒産を受けて、以前にも増して、リスク管理の高度化に対する関心が高まることとなった。

上記が、銀行のリスク管理の強化・高度化の必要性を迫った要因であるが、それを技術的に可能ならしめた背景も見落とすことができない。すなわち、一つには、金融デリバティブズの開発や新たな資産運用手法の開発の過程で、金融工学<sup>(注5)</sup>を核とする金融技術が飛躍的に発展したことである。また、このような金融技術の発展には、金融工学の理論を実務的に応用可能なものにしたり、大量で複雑なデータを実際に処理したりするための情報技術（コンピュータ・通信）の発達が大きく寄与した。その結果、銀行のリスク管理の高度化がもたらされたのである。

<sup>(注5)</sup> 株式・債券等の現物資産やインデックスの動きに連動して価格が決定されるように設計された金融商品。

<sup>(注6)</sup> 数学や統計学といった数理的な理論を応用して、金融市場や金融商品を分析したり、金融商品、資産運用手法、リスク管理手法等を開発したりするための基礎となる学問分野。

## 銀行のリスク管理発展における三つの潮流

このような背景があって、今日に至るまで銀行のリスク管理は大きな発展・変貌をとげてきたのであるが、そこには三つの大きな潮流があったように思われる。

一つめは、銀行の実務面での変化であり、前述のとおり、金融工学と情報技術の進歩によりリスクの計量化が普及したことである。リスクの計量化は、迅速かつシンプルな形でのリスクの把握を実現させ、事前のシミュレーションや事後的な検証を容易にし、さらには、銀行内各部門のリスクを加味した業績評価や資本の配分といった経営管理手法の導入を促進した。

二つめは、銀行の経営や組織における変化である。すなわち、リスク管理が銀行の内部統制、あるいは企業統治（コーポレートガバナンス）という大きな枠組の中で重要な要素として位置づけられていく流れが見られた。この流れは、銀行の組織のあり方や経営管理のあり方の変貌をもたらすこととなった。

最後に、第三の潮流として、上記のような銀行のリスク管理実務、あるいは経営そのものの変化に影響を受ける形で、また逆にそうした銀行のリスク管理・経営の高度化を促進する目的で、銀行監督行政が変化したことが挙げられる。すなわち、銀行監督者の側で、リスク管理は銀行の自己責任を基本とし、また市場規律に晒されることによって評価が行われるものであるとの考え方方が定着してきたことである。この考え方の下では、監督当局の役割は、銀行のリスク管理を検証し補完するものと位置づけられており、このことは、銀行のリスク管

理高度化が一定水準にまで成し遂げられたことが前提となっている。この考え方方が明確に示されているのが新 BIS 規制である。

次回は、これら三つの潮流について、それぞれ見ていくこととする。

### 参考文献

- ・翁百合、「デリバティブ取引とリスク管理についての一考察～『リスクの時価評価』の先にあるもの」、『Japan Research Review』、日本総合研究所、1995年4月号
- ・ゴールドマンサックス・ウォーバーグディロンリード共著、藤井健司訳、「総解説・金融リスクマネジメント～統合リスク管理体制の構築」、日本経済新聞社、1999年12月
- ・バーゼル銀行監督委員会、「バーゼル：自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」、2004年6月（日本銀行仮訳）
- ・氷見野良三、「検証 BIS 規制と日本」、金融財政事情研究会、2003年9月
- ・バーゼル銀行監督委員会、「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」、2005年4月（日本銀行仮訳）
- ・「新しい金融行政の方向性」、『旬刊金融法務事情』、金融財政事情研究会、2005年8月5日・15日号